

山梨県公報

号外第七号

平成二十三年
二月一日

火 曜 日

目次

告示
救急病院等の認定
公 告
平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

告 示

山梨県告示第三十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。

平成二十三年二月一日

一 救急病院等の名称及び所在地

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町十一番地三十五号
社会保険山梨病院	甲府市朝日三丁目八番三十一号
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号
武川病院	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地
医療法人社団慈成会三枝病院	甲斐市竜王新町千四百四十番地
山梨市国民健康保険山梨市立病院	山梨市本町三丁目五番二号
山梨市国民健康保険山梨市立病院	山梨市本町一丁目十六番二号
財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地

公 告

二 認定期間

平成二十三年二月一日から平成二十六年一月三十一日まで

加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地
一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井千七百四十五番地
身延町早川町国民健康保険病院一部 事務組合立飯富病院	南巨摩郡身延町飯富千六百二十八番地
公益財団法人身延山病院	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地の百六十七
大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地
今井整形外科医院	甲府市上阿原町千五百一十一番地
医療法人社団箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号
太田整形外科医院	中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地

●平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十三年二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六三二・一八ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七二・〇二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一六六・一一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇五・六〇ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール

鵜沢地区水源かん養保安林
鵜沢地区土砂流出防備保安林
鵜沢地区干害防備保安林
鵜沢地区保健保安林
葑崎地区水源かん養保安林
葑崎地区土砂流出防備保安林
多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林

一、七三一・三六ヘクタール
一三六・四九ヘクタール
七・一二ヘクタール
一一・五六ヘクタール
一、〇七八・八七ヘクタール
五六五・三八ヘクタール
七二〇・二二ヘクタール
一六・〇六ヘクタール
一、一四六・三〇ヘクタール
一五四・七八ヘクタール
一二一・二六ヘクタール
一六六・七九ヘクタール